

6 災害時の通信確保等に関する総務省の取組

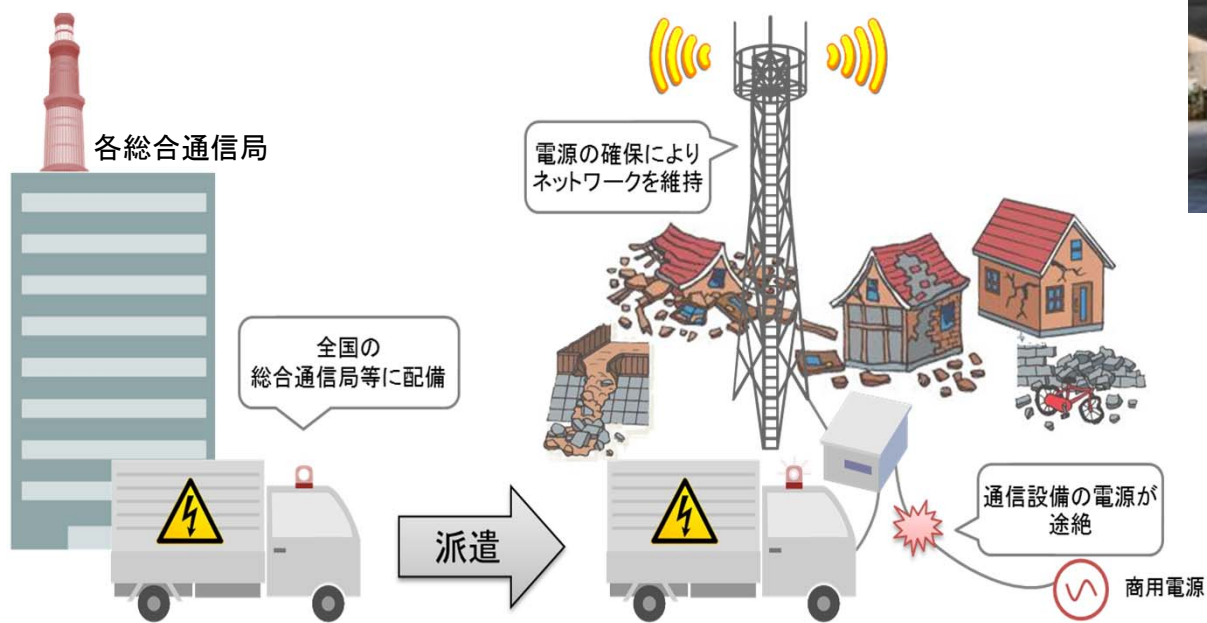
災害時の通信確保等に関する総務省の取組（1）



移動電源車の整備・貸出

- 総務省は、災害発生時に、重要な通信・放送設備の電源供給が途絶又はそのおそれが生じた場合に**応急的な電源を確保するために、23年度、全国の総合通信局に移動電源車を配備**しました。
- 東北総合通信局へは先行して小型移動電源車を1台配備済みであり、**四国総合通信局へも、平成24年3月に小型移動電源車が1台配備**されています。
- 災害発生時には、**地方公共団体へは無償で、民間事業者へは有償で貸し出**します。

移動電源車の貸出しイメージ



小型移動電源車
(4WDオフロード乗用車タイプ)
北海道、東北、信越、北陸、東海、近畿及び四国へ配備

中型移動電源車
(2tトラックタイプ)
東海、近畿、中国へ配備



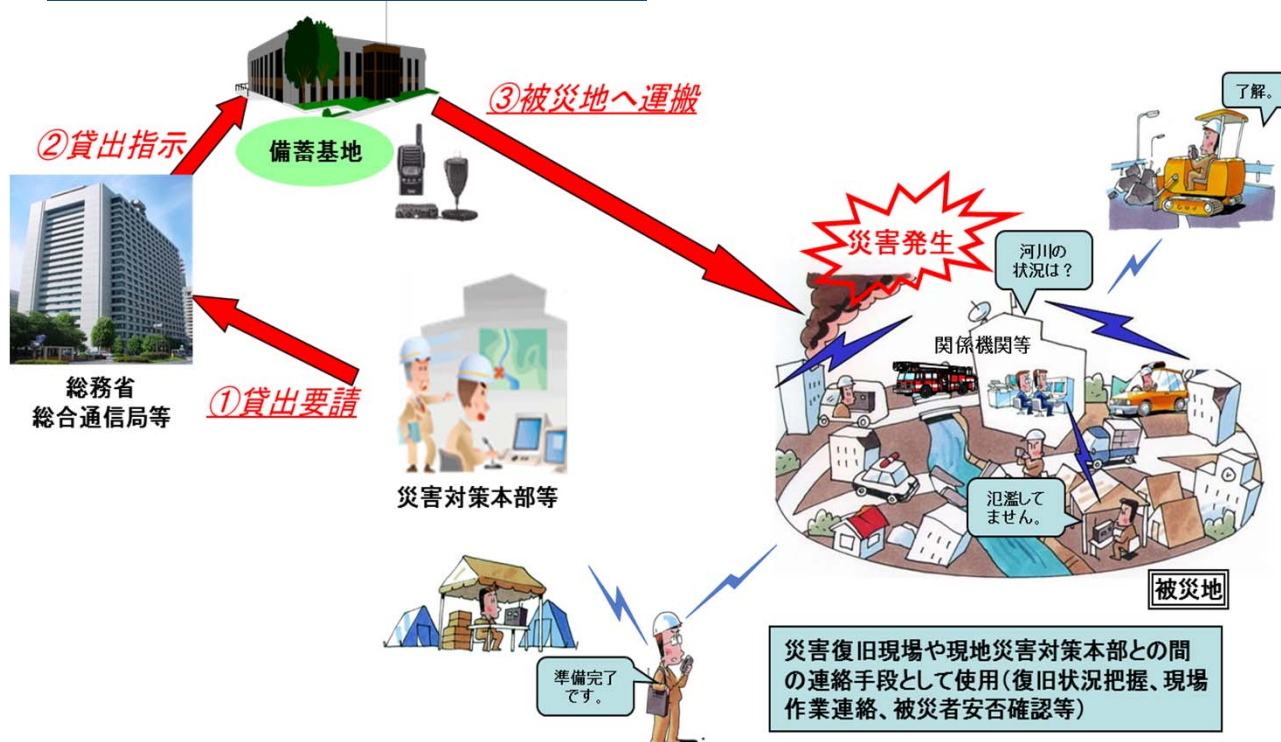
災害時の通信確保等に関する総務省の取組 (2)



災害通信用移動通信機器の貸出

- 総務省では、災害予防及び災害応急対策において通信手段を確保することにより活動の迅速かつ円滑な遂行に資するため、貸出し用の移動通信機器を備蓄しています。
- 災害が発生した場合には、現地災害対策本部等から四国総合通信局へ要請していただければ、無償で貸し出します。

移動通信機器の貸出イメージ



四国総合通信局管内の備蓄数

衛星携帯電話	10台
MCA無線機	5台
簡易無線	15台

全国の備蓄数

衛星携帯電話	150台
MCA無線機	280台
簡易無線	950台

非常災害時にはこれらの通信機器を被災地の自治体などに貸与します。

災害時の通信確保等に関する総務省の取組 (3)

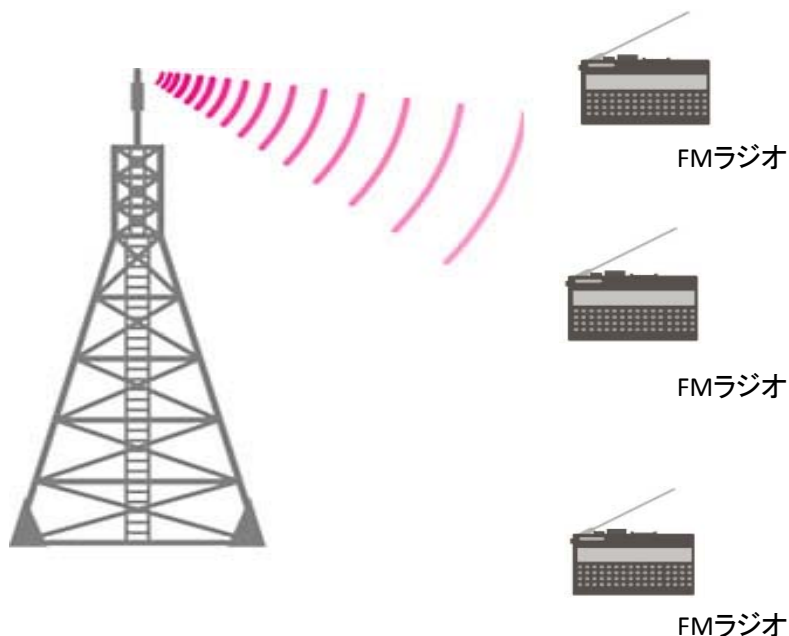


非常災害時における無線局免許等の臨機の措置

○総務省では、非常の事態が発生し、または発生するおそれがある場合には、通常、書面又は電子申請で行っている無線局免許等の申請受付・処分を、口頭または電話等の迅速な方法で行うこととしています。

これまで、三原山の噴火、阪神・淡路大震災、新潟県中越地震、東日本大震災など、多数の災害時に適用されています。

災害臨時FM放送局のイメージ



- 東日本大震災では、
 - ・被災地に25局の災害臨時FM放送局を免許しました。
 - ・このほか、携帯電話用臨時基地局、消防用無線局、防災行政用無線局など約470件の無線局の免許等を行い、情報伝達手段の迅速な確保に寄与しています。
- 四国管内でも、
 - ・本年9月20日の台風15号災害において、愛媛県の一部地域で携帯電話基地局が被害を受け、通信不能となったため、臨時の基地局を免許し、情報通信手段の迅速な確保に寄与しました。

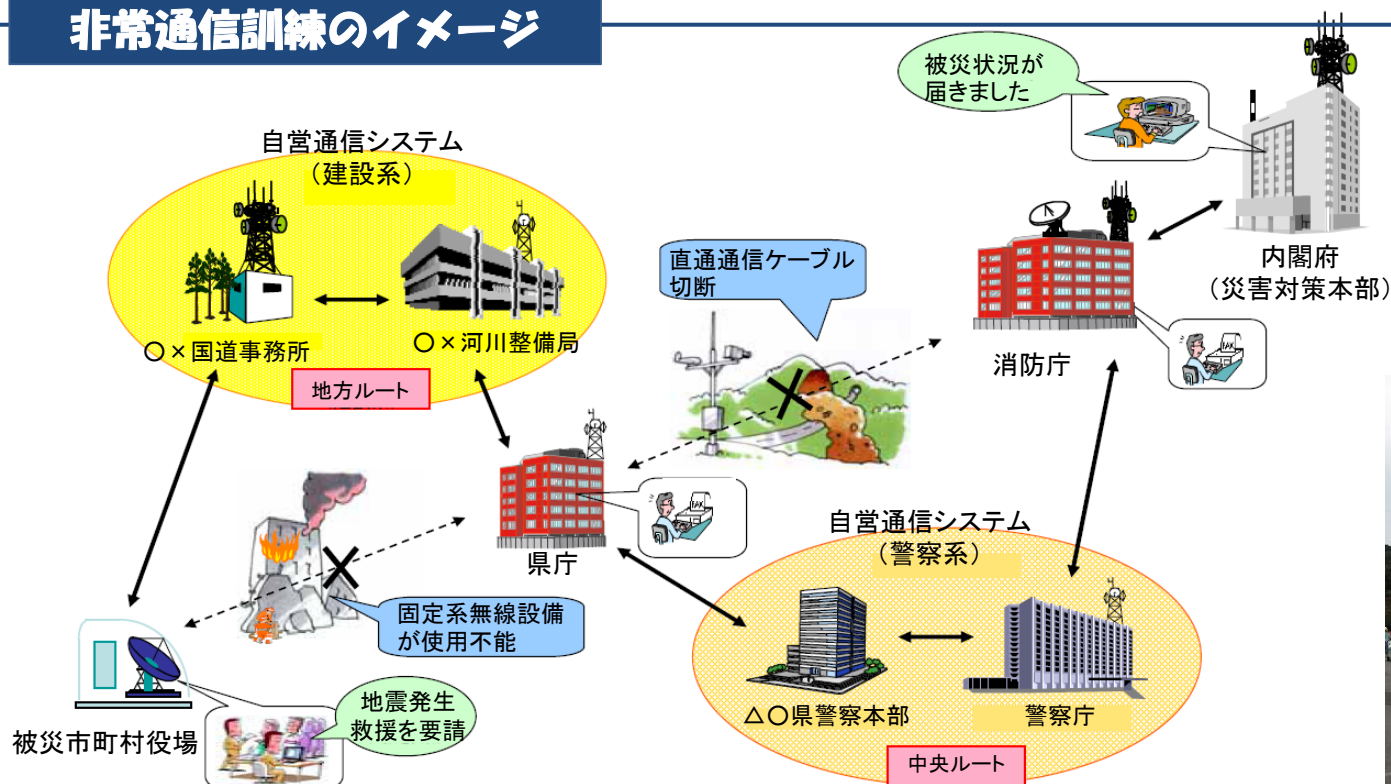
災害時の通信確保等に関する総務省の取組 (4)



非常通信訓練の実施

- 総務省は、災害発生時に固定電話・携帯電話などの一般の通信回線や県の無線回線など通常利用している通信回線が使用不能になった場合に備え、非常通信の円滑な運用を図ることを目的に、非常通信協議会を組織。
- 非常通信協議会では、市町村と県、県と内閣府の間の通信を確保するため非常通信ルートを策定し、毎年、非常通信訓練を実施（毎年、中央訓練と地方訓練の2回を実施）。

非常通信訓練のイメージ



非常通信訓練は毎年、春(6月頃)に全国訓練、秋(11月頃)に地方訓練を実施。

23年度は、東日本大震災の対応のため延期し、全国訓練を11月18日に実施、地方訓練を12月22日に実施しました。

地方訓練の様子

